参考資料

地方税財政常任委員会

令和8年 人事院勧告・報告の概要

公務員を元気に 国民を幸せに
人事院
National Personnel Authority

● 職員の給与の改定（勧告・報告）

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準［官民較差：15,056円（3.51%）］

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和７年を上回る改定
  ※ 行政職俸給表（一）の平均改定率は、3.3%（モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善）

  民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ（総合職・一般職ともに9,500円の引上げ）

- 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善（行政職俸給表（一）の平均改定率8.5%）

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- **転居に関する手当の新設** 【令和9年4月実施】
  転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設（距離区分に応じて手当額を設定）
  例 東京から大阪に異動する場合の手当額（年額） 約22万円［単身赴任者は約49万円］
  ※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額（年間36万円）を支給

- **広域異動手当の支給割合の引上げ** 【令和8年4月実施】
  広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ（距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%）

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月（期末手当及び勤勉手当に均等に配分）【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- **特定任期付職員の勤勉手当の見直し** 【令和9年4月実施】
  高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保（最高で年間約3,380万円）

総務省資料

令和９年度　地方財政収支の仮試算【概算要求時】

（通常収支分）　（単位：兆円）

	区分	R8計画 A	R9仮試算 B	増減額 B-A	増減率（%）	仮試算の考え方
歳入	地方税等	51.0	51.7	0.7	1.3	「中長期の経済財政に関する試算」（令和8年7月30日内閣府）等を踏まえて試算
	地方税	47.8	48.5	0.6	1.3	
	地方譲与税	3.2	3.2	0.0	0.5	
	地方特例交付金等	0.8	0.9	0.0	6.1	
	地方交付税	20.2	21.1	0.9	4.3	
	国庫支出金	17.7	18.0	0.3	1.5	社会保障関係費等の増
	地方債	6.1	6.3	0.1	2.0	投資的経費（単独）の増に伴う増
	うち臨時財政対策債	－	－	－	－	
	その他	6.6	6.6	△0.0	△ 0.0	
	計	102.4	104.4	2.0	1.9	
	うち一般財源	72.0	73.6	1.6	2.2	注）2参照
	うち（交付団体ベース）一般財源	67.5	69.1	1.6	2.3	

（単位：兆円）

	区分	R8計画 A	R9仮試算 B	増減額 B-A	増減率（%）	仮試算の考え方
歳出	給与関係経費	24.0	24.8	0.8	3.3	
	退職手当以外	22.8	23.6	0.8	3.5	R8人事院勧告（令和8年8月7日）等を反映
	退職手当	1.2	1.2	0.0	0.0	
	一般行政経費	45.5	47.1	1.6	3.5	社会保障関係費等の増
	補助	28.0	29.2	1.2	4.2	
	単独	14.4	14.8	0.4	2.5	
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.6	1.6	0.1	3.9	
	地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0	R8年度同額
	地域デジタル社会推進費	0.2	0.2	0.0	0.0	
	地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0	
	投資的経費	12.5	12.8	0.3	2.4	
	直轄・補助	5.7	5.7	0.0	0.0	R8年度同額
	単独	6.8	7.1	0.3	4.4	
	維持補修費	1.6	1.7	0.1	4.6	
	公営企業繰出金	2.4	2.4	0.1	2.3	
	公債費	10.8	11.1	0.4	3.5	
	地域未来基金費	0.4	－	△0.4	△ 100.0	
	臨時財政対策債償還基金費	0.8	－	△0.8	△ 100.0	
	水準超経費	4.5	4.5	0.0	0.0	
	計	102.4	104.4	2.0	1.9	
	うち一般歳出	85.1	87.5	2.4	2.9	

※ 委託料、投資的経費等の物価高対応については、R8年度の増加額と同額の0.6兆円を増額計上

注）1　地方交付税の要求の考え方等については、「令和9年度　地方交付税の概算要求の概要」のとおりである。

2　「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額である。

3　仮試算の歳出は、人件費や社会保障関係費等を除き前年度同額を計上するなど仮置きの計数であり、『「強く豊かな日本」投資枠』の創設や補正予算依存からの脱却などの国の予算編成の転換に対応しつつ、経済・物価動向等を的確に反映する。あわせて、公共施設等適正管理推進事業費の取扱いや地域未来戦略の推進も含め、「令和9年度の地方財政の課題」等を踏まえ、予算編成過程において必要な検討を行う。

4　仮試算の歳入のうち自動車税・軽自動車税の環境性能割の廃止及び軽油引取税等の当分の間税率の廃止に伴う減収分については、令和8年度与党税制改正大綱等を踏まえ、令和8年度と同様に地方特例交付金により補填する措置を仮置きしている。

5　表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

令和９年度　地方交付税の概算要求の概要

【要求の考え方】

○ 「経済財政運営と改革の基本方針2026」等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和8年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。また、国における経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換に対応しつつ、経済・物価動向等を的確に反映。

○ 地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとし21．1兆円を要求。

○ 東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保。

＜事項要求＞

下記について、事項要求を行う。

(1) 引き続き厳しい地方財政の状況を踏まえ、今後の国税収入・地方税収入や地方負担の状況等によって財政収支に大幅な不足が生じる場合に交付税率を引き上げる。

(2) 『「給付付き税額控除」のつなぎ（飲食料品の消費税率等）』により地方団体の財政運営に支障が生じないよう、適切な措置を講ずる。

※ 消費税減税（8%→1%）の影響　地方消費税：▲1.0兆円　地方交付税（法定税率分）：▲0.7兆円

(3) 『「強く豊かな日本」投資枠』の創設や補正予算依存からの脱却などの国の予算編成の転換に対応するため適切な措置を講ずるとともに、経済・物価動向等を的確に反映する。

(4) 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源を確保する。

(5) この概算要求は、仮置きの計数であり、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で必要な調整を行う。

【上記に基づく概算要求の姿】

○ 地方交付税（地方団体への交付ベース）

21兆 624億円 ＋ 事項要求（R8　20兆1,848億円）

（R8比　＋8,776億円）

ふるさと納税のポータルサイト運営事業者への支払額等

ふるさと納税に関する現況調査結果の概要
（R8.7.31　総務省）

寄附金受入額

令和7年度受入額	うち、ポータルサイトを経由した受入額(A)
1兆3,314億円	1兆2,947億円

97.2%がポータルサイトを経由した受け入れ

（参考）令和6年度：94.5%（＋2.7ポイント）

ポータルサイト運営事業者への支払額

支払総額（B）	支払目的別の内訳				
	調達	送付	広報	決済	事務費等
2,433億円	755億円	189億円	76億円	167億円	1,246億円
			1,490億円(C)		

（参考）令和6年度：1，379億円（＋111億円）

●受入額に対する支払総額の割合（B/A）＝18.8%

●受入額に対する調達・送付に要する費用を除いた支払額の割合（C/A）＝11.5%（参考）令和6年度：11.5%

※「ポータルサイト運営事業者」とは、返礼品等に係る情報を掲載するポータルサイトを運営する事業者をいう。
※ ポータルサイト運営事業者への支払額のうち、「調達」についてはポータルサイト運営事業者を介して返礼品提供事業者に対して支払われる調達費に、「送付」についてはポータルサイト運営事業者を介して運送事業者に対して支払われる送料に相当。
※ 上記以外の区分については以下のとおり。
広報：インターネット広告の掲載に係る費用、決済：インターネット上のクレジットカード決済の手数料等、
事務費等：返礼品等に係る情報をポータルサイトに掲載するための運営事業者に対する委託料等

Ｑ、ふるさと納税ポータルサイト事業者への手数料引き下げ要請について伺う。
先週金曜日に、要請を受けた事業者側の回答が公表されたが、時期を定めて引き下げると答えたのは１社にとどまった。回答結果をどのように受け止めているか。また、その上で、今後、寄付金活用可能額の割合を上げていくためにどのように取り組むお考えか伺いたい。

Ａ、ふるさと納税のポータルサイト運営事業者への支払額につきましては、返礼品の調達や配送をする費用を除外した実質的な手数料率は１１．５％、額にして１４９０億円もの高額に達しております。この手数料引き下げについては、国会や与党からのご指摘に加えまして自治体からのご要望が強いことを踏まえて、今年５月、総務省から各社に要請をしたところでございます。この要請に対し回答をいただいた２０社のうち、基本手数料を引き下げるとの回答は１社のみであり、ほぼゼロ回答であると受け止めておりまして、大変残念でございます。

ふるさと納税制度は公的な税制を使った仕組みでございまして、寄付を受けた自治体の区域外の事業者に多額の資金が流出している現状には私としても強い問題意識を持っており、寄付金活用可能額の割合を引き上げるためにも、今後どのような対応を取るべきか、年末の税制改正に向けて具体的に検討してまいります。

ふるさと住民登録制度の基本的な制度設計（案）

総務省資料

○ 以下の内容をベースに、今後、システム開発やモデル事業の実施を通じて、引き続き検討していく

＜登録先団体＞

■ **市区町村・都道府県**（自治体の参加は任意）

※市区町村に登録した場合、都道府県にも同時登録される仕組みを基本（直接都道府県への登録も可能）

＜登録の種類＞

① ベーシック登録

■ 要件を設けず、自動的に登録可能
■ 地域との関係性についてアンケートを実施
■ 登録者に対し、各自治体が地域の情報を提供

② プレミアム登録

■ 「年３回以上、自治体が指定する担い手活動を実施すること」を必須要件とする
■ このうち、二地域居住推進の観点から、一定要件（年間10日以上滞在をベースに自治体が設定）を満たす長期滞在者を登録証に明示可能
■ 登録者に対し、円滑な活動を促進する観点から、各種サポート施策を提供
  - 担い手活動を行うためのサポート（交通・宿泊費補助、ワーキングスペース利用料補助 等）
  - 住民に準ずる者として地域生活を営む上でのサポート（公共施設等の住民並み利用、避難先としての受入 等）

※ 登録の特典として、現地に行かなくても物的恩恵が及ぶ、いわゆる「返礼品」を設けることは禁止

＜マイナンバーカードによる本人確認＞

■ ベーシック登録：任意。ただし、カード活用により利便性向上。
■ プレミアム登録：必須

＜登録可能な自治体の数＞

■ ベーシック登録：制限なし ■ プレミアム登録：3団体まで(※)
※域内市区町村の登録がある都道府県はカウントしない

＜登録の更新（有効期間）＞

■ ベーシック登録：更新不要（ただし一定期間アクセス無い場合は解除）
■ プレミアム登録：年１回程度、要件充足を確認の上、更新（システムの判定による自動更新も可）

＜住所地における登録＞

■ ベーシック登録は可。統計上、関係人口に含めない

＜未成年者の利用＞

■ マイナンバーカードによる本人確認に際し、あわせて保護者の同意を確認

＜その他の機能＞

■ 自治体独自でモニターアンケート等を行う機能やオンラインコミュニティルーム、活動履歴記録等の機能を検討

＜システム利用料＞

■ 令和９年度までに参加する団体は、一定期間負担を求めない
■ 令和10年度以降に参加する団体の負担については、今後検討

プレミアム登録向けのふるさと納税の返礼品に係る要件の見直し

総務省資料

【要望の背景】

○ ふるさと住民登録制度におけるプレミアム登録者は、住所地以外の地域で継続的に担い手活動を行う住民に準ずる者とし、「年3回以上の担い手活動の実施」を必須の要件として登録を行うものである。

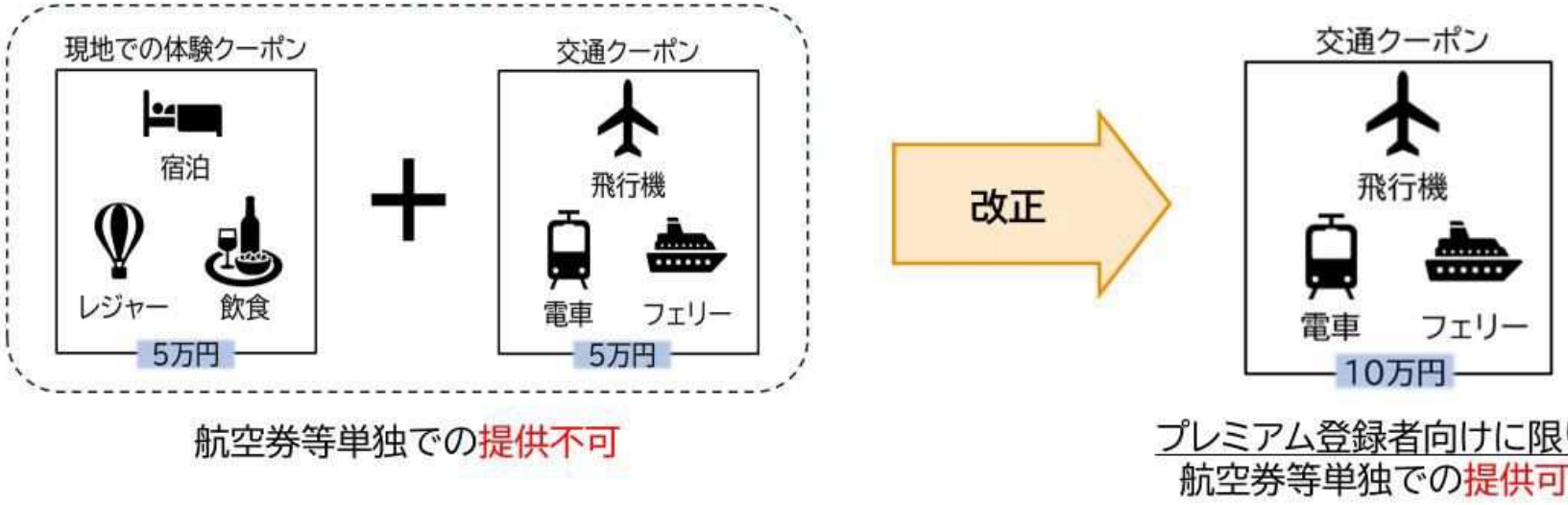
○ プレミアム登録者が継続的に担い手活動を行うに当たっては、当該地域を訪れるための交通手段に係る経済的負担が課題となる。

【要望内容】

○ プレミアム登録者の現地での担い手活動をより支援するため、ふるさと納税について、プレミアム登録者に限り、プレミアム登録先の地方公共団体を訪れるための航空券等を単独で返礼品等として提供することが可能となるよう要件を見直す。

※ 現行規定(地方税法)上、「区域内で提供される役務」に当たらないため、航空券等単独で返礼品として提供することは不可

＜改正イメージ＞



航空券等単独での提供不可

プレミアム登録者向けに限り
航空券等単独での提供可

令和８年７月２１日　閣議決定

経済財政運営と改革の基本方針2026（骨太方針2026）

第３章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

３．主要分野ごとの重要課題と取組方針

（４）持続可能な地方行財政基盤の強化

（略）都市・地方の財政力格差及び行政サービスの地域間格差が拡大する中、令和８年度与党税制改正大綱に沿って、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組を講ずる。

飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱①

○ 「中間とりまとめ」（令和８年７月29日社会保障国民会議）及び「「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針」（令和８年８月５日閣議決定）に基づき、
- これまでにない「所得に応じたきめ細かな給付」を行う新たな制度として、就業者負担軽減支援金（支援金）を導入する。
- その際、令和11年度の本格導入までの「つなぎ」として、まずは、２年間に限った飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げと飲食料品に係る消費税１%相当分の範囲で実施する支援金制度を組み合わせて行い、その後の支援金制度の本格導入に円滑に接続していくこととする。
- 支援金制度は、本格的な「給付付き税額控除」を導入する第一歩であり、制度の将来像については、継続して検討を行う。

○ こうした考え方の下で、必要な法制上の措置等を可及的速やかに講ずる。

目的

租税及び社会保険料による負担の軽減のため、飲食料品に係る消費税率について、現下の物価の上昇に鑑み臨時的に２年間に限り引き下げるとともに、中低所得の就業者の可処分所得の増大並びに就業の促進及び就業時間の抑制の緩和を図る必要性に鑑み、当該就業者が負担する租税及び社会保険料並びに当該就業者が受ける社会保障に係る現金給付の状況を一体的に捉える観点から、租税及び社会保険料の合計額から現金給付の合計額を控除した額の収入の額に対する割合（純負担率）を踏まえ、所得の額等に応じた支援金を支給することにより、働くことにより生活の向上を実感できる社会の形成に寄与することを目的とする。

飲食料品に係る２年間の消費税率引下げ

- 期間　**令和９年４月１日から**令和11年３月31日までの**２年間**
- 対象範囲　**軽減税率の対象となっている飲食料品**
  - ※１　税率１%の対象となる飲食料品の範囲は、税率８%時から変更はない
  - ※２　税率８%の軽減税率が適用されている「週２回以上発行される新聞の定期購読分」については、今般の税率引下げの対象外
- 税率　**１%**（国税0.78%と地方税0.22%相当分の合計）

実施のための所要の措置

① 本則課税事業者に移行するための特例
- 還付申告が可能な本則課税に移行するため、**届出の提出期限を「課税期間の末日」に後ろ倒す特例**や、
- **簡易課税のいわゆる２年縛りを解除する特例**を設ける。

② 簡易課税制度の特例
- 簡易課税制度の場合に、軽減税率が適用される**飲食料品の販売について、税額が発生しない特例**を設ける（売上税額と同額の仕入税額を控除）。

③ 総額表示義務の特例
- 消費者にとっては総額表示が分かりやすいことも踏まえ、**総額表示義務は維持**しつつ、総額表示に直ちに対応することが**困難な場合**、税率変更の前後の**最大各２か月間**、飲食料品は**８%又は１%での総額が表示されていればよい**こととする（実際の支払額と誤認させない措置の実施が条件）。

④ 中間申告制度の特例
- **来年４月以降の中間申告について、新税率（１%）で再計算した前年税額に基づく中間申告**を可能とする。

⑤ 予約販売・通信販売の経過措置
- 定期供給契約による予約販売（例：１年分の代金を先払いしておけば、旬の食材が毎月届く）については、**来年１月１日前に契約を締結し、来年４月１日前に対価を領収している**場合、**引下げ前の税率（８%）を適用して申告納税する経過措置**を設ける（通信販売についても、来年１月１日前に条件提示、来年４月１日前に申し込みを受けた場合、同様の経過措置）。

※ 令和９年度及び令和10年度の飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げによる地方消費税の減収額は、全額を地方特例交付金により補填するとともに、各年度において必要な地方交付税総額を適切に確保する。

※ 事業者が準備作業に着手できるよう制度の詳細を早急に公表・広報する等、関係府省庁は直ちに必要な準備作業に着手する（支援金制度も同様）。レジシステムの移行・改修に関する中小企業等への支援を行うとともに、緊急時における税率変更に柔軟なシステムの普及促進を図る。

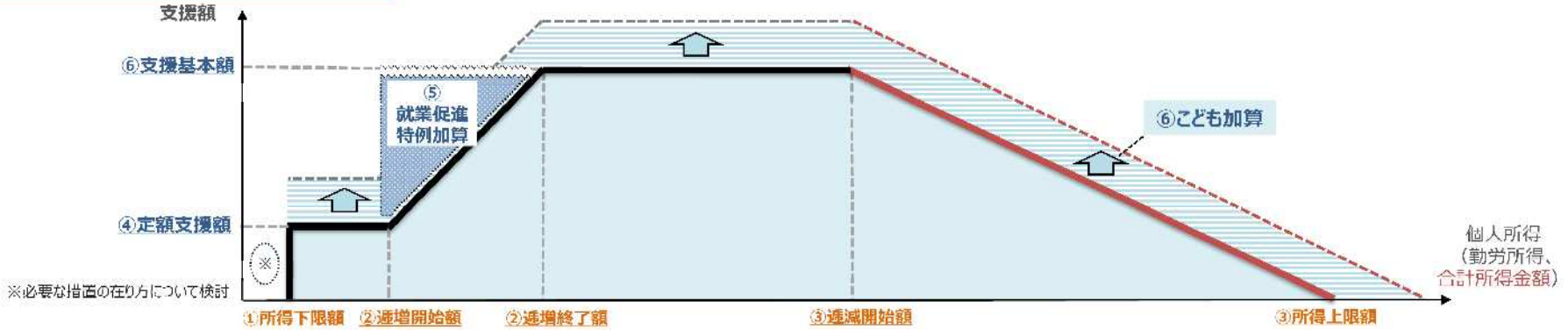
農林漁業者等への対応

- 飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げの影響を受ける**農林漁業者**については、消費税率の引下げによる売上税額の減少等に対応して、利子負担を考慮しつつ、**資金繰りへの支援**を行う。特に本則課税に移行することが困難な**簡易課税事業者・免税事業者である農林漁業者**については、第一次産品の生産・販売を担う特殊性に鑑み、売上げから回収できない仕入税額が大きくなることで経営継続が困難とならないよう、**個別の売上高を踏まえた金額を給付する仕組み**を導入することとし、**現場の納得感のある対応に万全を期す**。
- **食品事業者、外食事業者**については、税率引下げが経営に及ぼす影響を踏まえて、**資金繰り支援、生産性向上に向けた省力化等の取組の支援等**を行う。特に、**外食事業者**については、**テイクアウト等の多角化の支援**を講ずるなど、外食と中食・内食の税率差による**影響の及ぶ業態などを見極めた上で、的確な支援**を講ずる。
- **簡易課税事業者・免税事業者である農林漁業者、食品事業者、外食事業者**が本則課税事業者に移行する際の**相談対応**や、**税理士費用等の経費に対する支援**を行う。
- これらについて、関係府省庁が連携し、事業者の実情を確認しつつ、**予算編成過程において支援内容を具体化**する。

飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱②

就業者負担軽減支援金の支給

給付に係る閾値となる所得水準及び給付額等について、法律の規定内容や政令で定める際の考え方を記載



①所得下限額

〔 中低所得の現役勤労者の税・社会保険料負担を軽減する制度として、一定の勤労所得がある者を対象とする基準 〕

- 税制及び社会保険制度、就業促進の効果を考慮して定める。特に**課税所得の把握、事業所得を含めた総合的なバランス**等を勘案。
  ※ 「中間とりまとめ」における意見①被用者保険の短時間労働者の適用ライン超（所得約32万円超（給与収入約106万円超））、②給与所得０円超（給与収入74万円超）、③雇用保険の適用ライン超（給与収入約53万円超）
- **事業所得・業務に係る雑所得**は、**就労とみなせる水準**として定める額を超える場合に勤労所得として合計する。

②逓増開始額／逓増終了額

〔 就業促進の観点から、支援額を逓増（より働けば支援額も増加）する範囲の基準 〕

- 逓増開始額は、**個人住民税所得割が課税される水準**を踏まえて定める。
  ※ 個人住民税所得割の非課税限度額（単身）は給与収入119万円
- 逓増終了額は、**被用者保険適用要件等を踏まえた就業促進の効果**等を考慮して定める。

③逓減開始額／所得上限額

〔 合計所得金額が一定額を超える場合に、公平性の観点から、支援額を逓減・消失させるための合計所得金額の基準 〕

- 所得上限額は、以下を考慮しつつ、**恒久財源の確保と併せて検討**し定める。
  - 我が国と諸外国の**純負担率及び純負担額の国際比較**
  - **諸外国の**類似制度において**支給対象となる勤労者の割合**　等
- 逓減開始額等は、**諸外国との純負担率の差、就業促進の効果**等を考慮して、所得上限額と併せて検討し定める。

④定額支援額

〔 非課税ライン以下の所得把握には執行上の課題があり、給付額を逓増させると誤支給につながる可能性があるため、定額を支給。 〕

- 勤労所得が**逓増開始額以下である勤労者の税及び社会保険料の負担等を考慮**して定める。その際、**飲食料品に係る消費税負担の軽減等が実施されることを踏まえる。**

⑤就業促進特例加算

〔 「年収の壁」による手取りの減少を踏まえ、「年収の壁」が解消するまでの時限的な措置として、「年収の壁」に配慮した一定の加算 〕

- **要件は**①勤労所得が、**被用者保険の短時間労働者の適用ライン～可処分所得減少が回復**する水準
  ②**被用者保険の適用による社会保険料相当額**の支払い
- **加算額は**、年収の壁に直面する方に手厚い給付を行うこととそれ以外の方に対する給付を含めた**総合的なバランス等を勘案**して定める。

⑥支援基本額／こども加算

- **諸外国と我が国の純負担率の差**を踏まえつつ、支援基本額と、19歳未満の居住者である扶養親族＊の数に応じたこども加算額とをあわせて検討し定める。 ＊R9～10においては、16歳未満の扶養親族

配偶者所得上限額

〔 高所得の配偶者がいる場合の例外措置に係る基準 〕

- 配偶者の合計所得金額≦**配偶者所得上限額**（R11から適用）
  配偶者所得上限額は、公平性の観点及び複雑な制度設計を避ける観点から、**確定申告等による所得把握を含め税制及び社会保険制度の状況を**踏まえて定める。

純負担基準額

〔 一定の税・社会保険料負担がある者として、「純負担」が現役並みである中低所得の高齢者等も対象とするにての基準 〕

- 純負担（税・社保負担額－公的年金等）＞**純負担基準額**を満たす者が対象
  純負担基準額は、所得下限額を超える**現役勤労者が通常負担する税・社会保険料の水準**を踏まえて定める。

執行等

- 請求に基づき市町村（特別区含む）が認定し、毎年１回支給（※）。**公金受取口座登録者については、市町村長が（請求なしで）職権で認定し、支給可能**（受給者・市町村双方の事務負担を軽減）。 ※ ただし、令和11年度以降の支援金に円滑に接続するため、令和11年４月に、年度替わりの地方自治体の事務負担を十分考慮しつつ、令和10年度の受給資格者に対して令和11年度以降の制度による支援額の半年分相当額を基本とした額を先行して支給する。その後、令和11年度の受給資格者に対して当該支援額の半年分相当額を基本とした額を支給する。
- 支援金制度は、令和９年４月から導入する。
- 内閣府所管とし、租税・社会保険料負担に関する総合調整本部を設置する。

飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱③

費用の負担等

1　**就業者負担軽減支援金の支給に要する費用**については、

（ⅰ）中低所得者が負担している国税（所得税等）、地方税（個人住民税等）、社会保険料などの負担の軽減を図ることを目的としたものであることから、税制等により負担を求めている主体（国・地方）が、求めている負担の割合を踏まえて財政負担することが適切であること

（ⅱ）本制度は社会保障制度と密接不可分な制度であり、社会保障制度については、現金給付も含め、国と地方がそれぞれ応分の財政負担をしながら制度を支えてきたこと

を踏まえ、その**３分の２以上を国が負担し、残余のうち２分の１ずつを都道府県と市町村がそれぞれ負担する**こととし、費用の負担割合の決定に際しては地方と協議する。

2　１の地方負担については、**地方財政計画の歳出に全額計上**するとともに、**一般財源総額を増額確保**する。個別団体の地方交付税の算定に当たっては、**地方負担の全額を地方自治体に見える形で基準財政需要額に算入**する。

3　国は、支援金の支給に要する費用についての市区町村の負担が発生することに対処し、支援金の支給の円滑な実施を確保するため、**普通交付税の交付を受けないと見込まれる市区町村（特別区を含む）に対して**、当該市区町村における負担に相当する額を上限として、**当分の間、特別交付金を交付**する。

4　**令和９年度及び令和10年度においては**、３にかかわらず、支援金の支給に要する費用についての市区町村の負担が発生することに対処し、支援金の支給の円滑な実施を確保するため、**全ての市区町村に対して、当該市区町村における負担に相当する額について、特別交付金を交付**する。

5　**事務費やシステム改修等**に要する経費については、**制度導入に際して全額国費措置**としつつ、その後も、制度の実施状況等を踏まえ、地方の事務執行に支障が生じないよう、国において必要な対応を行う。

検討等

国による情報システムの整備等

1　国は、情報システムの整備その他の情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずる。**（支援額算定ツールの無償提供、給付支援サービスの国による一括契約・提供、国の情報システムの必要な機能拡充等）**

2　国として、分かりやすく**十分な周知広報**等を行うとともに、国による**コールセンターの設置**やウェブサイトで**自ら支援額を算定できる仕組み等を構築**する。

3　国は、公金受取口座登録者数を増加させるための措置を推進**（口座実在確認機能の実装、照会対応能力の強化）**する。

財源

1　**令和11年度以降の支援金制度の実施**に当たっては、市場の信認を得られるよう、**特例公債に頼らず**、補助金・租税特別措置の適正化その他の**歳出・歳入全般の見直し**により**恒久財源を確保する**。

2　**つなぎの財源**については、市場の信認を得られるよう、**特例公債に頼らず**、補助金・租税特別措置の適正化、追加的な租税収入以外の収入の確保その他の**歳出・歳入全般の見直しにより確保する**。

3　**給付費に係る地方負担及び地方消費税の減収**について、政府は、**国と地方の役割分担**を踏まえつつ、**地方の財政運営に支障が生じないよう**、上記１及び２の取組を踏まえ、**財源の確保その他の適切な措置を講ずる**。

支援金制度に係る検討事項

1　**金融所得の勘案、利子所得・保有資産の勘案**の検討を行う。

2　将来にわたり給付のみと限定せず、**給付と税額控除を組み合わせて行う仕組み**の導入について、継続して検討を行う。

3　社会の構造変化等を踏まえ、国の役割を拡大する方向で、**国と地方の役割分担の在り方等**について、本制度の導入後速やかに、地方と十分に協議を行い、継続して検討を行う。

4　**低所得の就業者、**疾病・障害等により**就業困難な者のうち支援金の対象とならないものに対する必要な措置**の在り方についての検討を行う。

5　**就業していない高齢者等に対する必要な措置**の在り方についての検討を行う。

6　**第３号被保険者制度の見直し及び被用者保険の適用拡大**の更なる推進の検討を行う。

7　医療介護制度改革を含む**社会保障制度・雇用制度の見直し**についての検討を行う。

8　**人的控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革**についての検討を行う。

令和８年９月１５日　全国知事会コメント

「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」について

本日、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」が閣議決定された。

現下の物価高に対応するとともに、中低所得の現役勤労者の負担軽減を通じて手取りを増やし、いわゆる年収の壁等による働き控えを緩和し就労促進を図るという方向性については、全国知事会として一定程度理解する。

また、地方からの意見を踏まえ、大綱において、地方負担に対する目に見える形での交付税措置や一般財源総額の増額確保、事務執行を担う市町村に配慮した特別交付金などの財政措置が示されたことについては、評価するところである。

取りまとめに当たられた政府・与党の関係各位の御尽力に敬意を表する。

全国知事会としては、「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場において、第一に、事務負担については市町村の意見を十分反映し、その最小化を徹底すること、第二に、財政負担については地方負担に対応する財源を具体的に目に見える形で措置し、個別団体の財政運営に支障が生じないようにするとともに、消費税率の引下げによる地方財政への影響についても確実に対応すること、第三に、更なる制度の具体化に向けて、国と地方の負担割合や、国と地方の役割分担の在り方その他円滑な制度の実施に必要な事項について、地方三団体との間で早期にスケジュールを共有し、十分な時間的余裕を確保した上で、丁寧に協議を行うこと、以上三点を約束していただくことを大前提として、大綱案の内容で所要の手続を進めることに同意したところである。

政府におかれては、令和９年度の制度開始に向けて、費用の負担割合や詳細な事務内容等について速やかに協議を進めるとともに、国と地方の役割分担の在り方その他円滑な制度の実施に必要な事項については、「給付付き税額控除」のあるべき姿を見据えながら、国の役割を拡大する方向で、継続して丁寧に協議を行うことを強く求める。

今回、昨年のいわゆる教育無償化に関する協議やこの度の協議における全国知事会からの意見を踏まえ、地方に大きな負担が生じる分野における国と地方の新たな協議の仕組みの検討や、ナショナルスタンダードとしての子育て支援の在り方について「こども
政策に関する国と地方の協議の場」等で議論する方針が示されたことは評価する。

政府におかれては、地方自治法に基づく国と地方の役割分担の原則を踏まえるとともに、国と地方が対等・協力の関係にあることを十分認識した上で、制度設計の初期段階から地方と十分に協議し、現場の実情を踏まえた、より実効性の高い政策の実現に取り組むことを強く求める。